令和６年度新たな住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

中川町物価高騰対策給付金
（新たな住民税非課税世帯等　１０万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 中川町物価高騰対策給付金　（１世帯あたり１０万円）は、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

１世帯あたり１０万円

給付金の支給時期

中川町が確認書(または申請書)を受理した日から２～３週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

令和６年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯
（令和６年６月３日時点で中川町に住民登録がある世帯）

世帯全員の令和６年度
「住民税非課税」
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

「令和６年１月２日以降に転入した方がいる」
住民税非課税世帯等

中川町から
確認書が届きます（要返送）
※　ただし、以下の世帯は対象外
課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯

申請が必要です
申請期間：令和６年８月１３日（火）
～　令和６年１０月１１日（金）
【申請書配布先】中川町役場住民課税務係

・令和５年度において「住民税非課税世帯（７万円）」または「住民税均等割のみ課税世帯（１０万円）」として**すでに対象となった世帯は、給付金の対象となりません。**

お問い合わせ

中川町役場住民課税務係
「物価高騰対策給付金」窓口
01656-7-2814

受付時間　平日9:00～17:00